

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。

申告

確定申告期限の延長に伴う
市役所での受付期間

確定申告

確定申告などの申告期限および納付期限が4月15日(木)に延長されましたが、市役所での確定申告作成および提出は、3月15日(月)までの受付です。注意してください。3月16日(火)以降は、青梅税務署で申告してください。

住民税(市・都民税) 申告

引き続き市役所1階課税課市民税係で受け付けます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、なるべく郵送での提出をお願いします。

3月16日(火)以降に申告した場合の
注意点

延長された期間(3月16日(火)～4月15日(木))に住民税(市・都民税)申告および確定申告をした方は、令和3年度分の市・都民税の最初の通知に、申告内容の反映が間に合わない場合があります。その場合は、翌月以降に税額変更の通知を送ります。

問合せ 課税課市民税係 162

固定資産

固定資産課税明細書の送付

令和3年度固定資産課税明細書(土地・家屋)を4月上旬に送付します。※納税通知書は5月上旬に送付する予定です。

問合せ 課税課資産税係 157

令和3年度

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

この制度は、納税者が自己の固定資産とほかの固定資産の評価額を比較できるように定められているものです。

縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(月)(閉庁日を除く)

※土・日曜日の午前11時45分～午後1時は、縦覧できません。

縦覧場所 市役所1階課税課資産税係縦覧できる方 市内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者

持ち物 本人の場合：本人確認ができるもの※
代理人の場合(同居の家族を含む)：委任状、代理人の本人確認ができるもの※

※本人確認ができるもの：運転免許証、マイナンバーカードなど

問合せ 課税課資産税係 157

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳に記載された事項(所在地、地積もしくは床面積、評価額など)を閲覧することができます。

閲覧期間 通年(閉庁日を除く)

※土・日曜日の午前11時45分～午後1時は、閲覧できません。

※令和3年度の固定資産課税台帳は、4月1日(木)から閲覧できます。

閲覧場所 市役所1階課税課資産税係閲覧できる方と閲覧範囲 固定資産税の納税義務者：本人が所有している

固定資産/借地 借家人の方：借地・借家対象資産

持ち物 本人の場合：本人確認ができるもの※

※市への手続きや利用料の納付などは必要ありません。また、確定申告には利用できません。

問合せ 高齡福祉介護課介護保険係 143

介護保険

3月下旬に介護保険給付費通知を送ります

介護保険サービス費用への理解を深めていただくための通知です。事業所から発行された「領収書」や、ケアマネジャーから交付された「サービス利用票」などとあわせて、利用したサービスや利用者負担額などに誤りがないか、内容を確認してください。

対象 令和2年12月～令和3年1月に居宅サービスを利用した方(施設に入所している方は対象外です)

※この通知書は、請求書や領収書ではありません。

※市への手続きや利用料の納付などは必要ありません。また、確定申告には利用できません。

問合せ 高齡福祉介護課介護保険係 143

介護保険料の特別徴収(年金引き落とし) 開始のお知らせ

令和2年度の介護保険料を納付書や口座振替で納付していた方のうち、令和3年4月の年金から引き落としになる方に対して、3月中旬以降に「令和3年度介護保険料特別徴収(年金引き

税金など

三菱UFJ銀行
窓口納付取扱い終了のお知らせ

市に納めていただく税金や料金について、三菱UFJ銀行本店・支店での窓口の取扱いが3月31日(水)で終了します。なお、口座振替は、引き続き利用することができます。

4月1日(木)以降、窓口納付できる金融機関

西多摩農業協同組合、西武信用金庫、多摩信用金庫、青梅信用金庫、中央労働金庫、山梨中央銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、きらぼし銀行、大東京信用組合、東京厚生信用組合、東日本銀行(上下水道料金は除く)、東京都信用農業協同組合連合会および東京都内の各農業協同組合、関東各都県および山梨県に所在するゆうちょ銀行・郵便局

問合せ 会計課 101

国保

国民健康保険
届け出・手続きを忘れずに

下の表にあてはまる場合は、変更した日から14日以内に届け出てください。届け出は原則世帯主が行うことになっていますが、同一世帯の方が届け出ることも可能です。

※別世帯の方が届け出る場合は委任状が必要です。

▼届け出には「届け出に必要なもの」のほか、次の書類を持参してください。

①届出人の身分証明書(運転免許証やパスポートなど顔写真入りの官公署発行のもの)

②世帯主の方および異動があった方それぞれマイナンバーカードまたは通知カード

■国民健康保険の届け出が必要な場合

	こんなとき	届け出に必要なもの
国民健康保険に入る	ほかの市区町村から羽村市に転入したとき	転出証明書
	ほかの健康保険をやめたとき	健康保険の資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
国民健康保険をやめる	羽村市からほかの市区町村に転出したとき	保険証
	ほかの健康保険に加入したとき	国民健康保険とほかの健康保険の保険証
	生活保護を受けることになったとき	保険証、生活保護開始決定通知書
	死亡したとき	印鑑、保険証、会葬礼状または葬儀の領収書、喪主の振込口座
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	保険証
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書
	保険証を紛失または破損して使えなくなったとき	使えなくなった保険証

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。